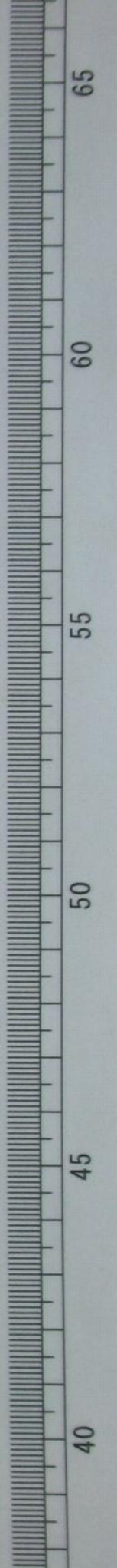


横濱開板日本新聞

西垣文庫  
文庫10  
7392



文庫10  
7392

7392

○百六拾年第七月十日 宣六月十日

横濱岡板日本新書

大君と外西人との交際れりまらけしならんがゆゆ

礼と大君と無と平と上方と進と七州と十石を減

福と父子と親善居せしめ嗣子に家督を承ふの命と

下せし大君の文と水脈と大君と進百はるの御る下

是より江戸政府の審主ふるの支ありしは大君

御所を以て形皆一變しし人心定らしし或目平人の流

は長州の大君は心腹する如き言を言給ふし目長州は

西頭文庫

其の強く又は其の弱きも亦多し故に大君兵を率  
ひ東海へ給ひて長沙京沙に伐ておし再吳を礼り  
及ぶへといひ又一人の流るる支の起は薩州の表  
向て長沙と叫け内裏も自ら如軍職は日中しん  
り成固くしといひ〇方今薩州は禁裏對を其  
の事と飾れども大君も其野心を自ら依候おせり  
薩州の固より大に兵力も活西洋船家の船と  
買ひ武備と本に其事と外を人と交りしめ文  
書と書しし政羅羅巴人の流るに於て其政と政羅羅巴

用ひて自來の人に傳ふし工作と務り武備を務るに他  
薩侯の及ぶ所はらんと是政羅羅巴人の薩州を主人する  
所は其地といひて其の文は一説りり候今薩州は自來の  
政を感ふは巧くといひて其の政はして大君の候り昇  
らへ先日本玉一殿に外玉とれ交易と交際を盛大にする  
との理も亦く有るありて故に是と大君政のの事と  
外玉の月をいふ事と其の事といひて其の事といひて  
一御貿易と書しし人として政府の其及ぶ所の力と  
余も去年の秋書紙はらりりりり薩州の活費の事と

為し長官の奏承たるるを案察飾れども甚實に大君  
政府の意向成ぬと信すること又余亦さるるより  
大君政府も薩長の主白を用ひ加之海門に意を送り  
も外人の信を失はんと外人の對し一旅上の口をせしめ  
日中よく案察成給ふるもあつた人會と成り危  
難を經し今日の有様もあつた世人能はる情を察せ  
て外人の為さるる今此政府の文を以て外政府の文  
るとはこれ收札たるるより自らし一六二年ある大君府  
の難國は只外主と案察を結ばるより起水るもの

あまの案察稱も大君の唱<sup>ハナラカ</sup>りたるあり大君も海門の物案  
と政府のとはまいつたふらさるる徳大君は之は心腹せざる  
の但之は信服せざる日中の如き對連の由りぬ  
昔今長州の形勢と西國の題と表向り長州は  
勝るものあり化徳大君も大君に叛く者有らばとい  
へば初め形勢も及んで外人の利害は夫らに有る  
や薩州もあつた志願は日中へ開き日中も世界  
中へ對し開き人と唱筋たるるも余亦思ふは之  
と極く薩州も外主貿易の利成ちるは其實驗よ

由一一家の爲成國々之薩州ハ其家先としておぼせよ  
無厚大板を同くする成拒外外人を隔くよふて人教を  
あして先鋒を勅してして薩州人の豪傑を討ら  
へて薩州門を對して甲といひ外玉人は向してこと  
りよ文化の大名に交るるを祝目らるるなりとて余は  
のんまらるる決して薩州と信せず薩州も大君を  
信さんとする企は位はよ玉の國化を始し外玉人も  
其教もあつたふらふらとて今余は亦大君政府と  
交らるる条約を執るとあせり其条約ハ既し薩州門の

記を下せらるるは是とて其れ言成りたり一々約の能下を  
もはるるあまの交際次第ハ私睦なるとする所あり  
大君の爲は百の丸を世にわらふ事幸の事なり此  
改の余は亦新ふ玉とて是の政府を改して其  
成を改せんとするもの方今此政府ハ交ふ外玉  
のミニストルホ唯其欲する事をおめし政府に漢すへきの  
と初し政府に對して若しは政府の害となら  
ざるもの之を許し既し先般税別再議の約も亦  
を改せしむ大君政府も政權已人といふはと採

用すら一沈や帯くそのも積戻しゆのゆを不平等と唱へ  
商人も政府替へしと却りてストルを修へてストルは  
政府中へ之を政府の必積戻の法を採用すしとて  
之を陰謀して賞罰あるを此の無税とて固より人のあ  
るを其の積戻すゆを云  
之をもあつて之を水た一般は外金商人の日本政府を任  
するものも明かしく日本の名を謀りて日本商人と外金商  
人との便利と思ひ余を棄てて之を固くして大君は  
た祖せり事知れぬ法大名の集會ありとも大名  
のゆを外金人と親むの大名の如きよあらものあり  
つと余を棄てのゆを初め大名と決してあつて  
と思へり況ん外金とストルホの大君政府の爲に因旋す  
るも余を棄ての法より基のゆを今今日日本内なる  
戦争此とせしゆの故に法大名皆棄ててあつて今法  
價賤貴し隨ふ貿易も衰微しゆ水た戦争のゆ  
情止む大君はは君はゆを津門の目的政府は君は貿易  
の路は開けし民工作を勤る貿易の利をあるゆ  
は後日本中の文的他は起りて必然とて之を必す  
あつて

○丙寅七月十五日、崎陽の通有丸、神戶着、其時

一英のミニストル、パークス、駐神戶、抗議改正法、判り、上、六月

亦、崎陽、入港、回、而、各、金、コ、ニ、ユ、ル、を、集、ま、る、議、仰、り、ぬ、め、  
コ、ニ、正、

も、病、を、稱、し、て、  
是、時、英、の、パ、ア、ク、ス、中、外、も、目、下、政、權、天、朝、幕、府、  
文、書、

府、と、お、政、し、隨、ち、奉、玉、一、致、と、お、宣、傳、し、後、政、降、起、天、下、に、

強、礼、を、強、く、欲、し、物、を、と、り、大、權、天、朝、へ、屬、し、幕、府、を、

一、法、候、と、為、し、天、下、に、法、候、系、列、の、會、議、し、共、和、の、儀、候、

と、法、候、と、為、候、く、先、薩、州、に、額、下、候、に、面、を、書、曲、法、候、判、り、と、

幕、府、長、沙、の、友、と、固、旋、し、和、議、を、計、且、幕、府、開、港、を、この

機、を、急、回、り、し、もの、を、し、天下、の、法、候、伯、と、集、り、四、洋、各、島、を、

會、議、候、に、度、旨、中、外、に、は、は、時、未、の、コ、ニ、ユ、ル、に、ゴ、ム、を、改、め、パ、ル、ベ、ツ、キ

中、に、英、し、議、論、し、こ、の、印、を、も、と、り、し、て、は、お、り、日、本、の、島、を、

と、外、外、島、の、間、を、へ、き、し、し、て、強、く、其、議、を、と、り、法、す、る、時、を、

却、り、日、本、島、中、に、も、島、に、國、難、を、強、く、加、し、し、基、を、も、と、り、幕、府、中、

に、他、條、は、論、判、美、し、議、論、烈、を、幕、府、の、改、め、堅、信、せ、ら、れ、  
後、幕、府、の、一、方、を、強、く、  
は、幕、府、の、一、方、を、強、く、

幕、府、の、ア、ル、ベ、ツ、キ、云、ハ、パ、ア、ク、ス、の、論、必、幕、府、の、論、を、勝、つ、者、を、

勝、つ、者、を、勝、つ、者、を、勝、つ、者、を、勝、つ、者、を、勝、つ、者、を、勝、つ、者、を、勝、つ、者、を、

志令出さるるにありハアラスと兵庫開港の事あり政府の  
の欺と云ふ事有根を合はるる

一英人アレキサンデル云は度ミストル横濱を訪問し來り而して  
開港地と人とな被談判す所向に入港し環海交易一件あり  
互に和睦と結ぶ事ありと申す何れ被談判す事不詳又又  
云ふ由は薩州にあり又云ふ所和をぬり管としり

一六月十日英の軍艦三艘長崎出港薩州に趣り又同日十  
七日佛の軍艦三艘長崎に入港英のミストルは面會談し度  
心持の事彼し己ニ薩州に趣り身をもて候長崎の情状を述べし内

日正日薩州の英の軍艦三艘再入港翌日廿二日五時三十三  
分トル面會議談あり又お合會中廿二日英船六つ時を  
帆了周に趣り佛船あり俄に廿九時被り帆了英船も  
同日八時不引揚被り帆了り

此節佛軍三ミストル横濱なる間通行し而して十七日長崎  
三ヶ条の幕付被りし中大意は幕府は度寛大し四ヶ条を  
有しと彼は傲慢被りし知りし中の若くも長崎の幕も亦  
りしと度寛大心と改大睦父子大坂にあり幕建し四ヶ条  
跡より佛軍中ありし入長崎の幕不意被り被りし力有又三ヶ条

て是防海軍、砲臺を重く違約を責りて長州を一日の  
初限を約し、引去りて初限を有る。

一佛のミストル薩に主役人三人一人ハハ致向を薩人をもて敢

意向を為すに初、各主と高法條約を結度知るる也

高法條約を佛に依りて度方中を懐ミストル各小文主と幕府

關係は、ハ幕府にと條約を結居るも攻幕府の策謀を以て主なるは幕府

とて、ハ幕府にと文評を以て高法を用ひて問ふるは薩人の曰高法薩州

謂、ハ幕府に關係は、薩州一由りた念を以て可なり、又、ハ幕府に

高法を用ひて各主と幕府とを條約を結居るも攻幕府を以て

無庸問、ハ幕府に高法難を扱と曰、又曰薩州ハ幕府に款し、長州ハ

三港物評と拒むるは、ハ幕府に兵卒、我艦未だるも、ハ幕府に論法歴法たり、長州ハ日没の

好及、ハ幕府に為幕府に款し、ハ幕府に薩州ハ幕府に回れり、ハ幕府に

各々、ハ幕府に長州と助長とヤリ、ハ幕府に薩州人辭なくして退去

すと云

一佛のミストル長條、ハ幕府に向きの事、ハ幕府に入るるは、ハ幕府にの

とて、ハ幕府に源弁、ハ幕府に英のミストル、ハ幕府に其口の、ハ幕府に小見、ハ幕府に

然人、ハ幕府に非す、ハ幕府に且は度、ハ幕府に議議を、ハ幕府に倫敦府、ハ幕府に論も、ハ幕府に終せ、ハ幕府に各

國、ハ幕府に必、ハ幕府に少、ハ幕府に事、ハ幕府に知、ハ幕府にり、ハ幕府に又、ハ幕府に長州、ハ幕府に先日、ハ幕府にの、ハ幕府に事、ハ幕府に付、ハ幕府に水、ハ幕府に使、ハ幕府に少、ハ幕府に致

薩長外  
船費砲  
及歳年  
是らも  
運約有  
と云々

舟を佛の如くして長沙城に長沙を奉りて中らば

英人曰幕府が各玉に對し致し任を夫ら其薩長と

外に對し運約の事無き且又各玉の多人致るは科

字亦其子祝賂を給右あり致るは西洋令一般小の薩長

と申し幕府を忌嫌皆お成る也

一長の船も薩港へ入港し船中を薩に玉旗を立沖中

に此れは長の子旗を揚りて頭等の中

は薩幕府の薩に其の如くは一般水師提督を

始薩州に招請致し其言より其の如くは薩に其の如く

之を以て其の如くは其の如くは其の如く

一先年あり薩幕府の親信が絶望情に有るは其の如く

沙約条に新令神子門  
十二條を薩幕府に其の如くは其の如く

有るは其の如くは其の如くは其の如くは其の如く

其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは其の如く

其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは其の如く

其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは其の如く

其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは其の如く

六月十日代支助方より披見ス

抑々<sup>女</sup>之教洋行以後果<sup>レ</sup>識見大<sup>レ</sup>致一度是迄  
抑々<sup>女</sup>之教洋行以後果<sup>レ</sup>識見大<sup>レ</sup>致一度是迄  
抑々<sup>女</sup>之教洋行以後果<sup>レ</sup>識見大<sup>レ</sup>致一度是迄  
抑々<sup>女</sup>之教洋行以後果<sup>レ</sup>識見大<sup>レ</sup>致一度是迄  
抑々<sup>女</sup>之教洋行以後果<sup>レ</sup>識見大<sup>レ</sup>致一度是迄  
則鄙懐<sup>レ</sup>在<sup>レ</sup>中<sup>一</sup>述<sup>レ</sup>不通<sup>レ</sup>也

一先年兵船領港者<sup>レ</sup>判地田<sup>レ</sup>能<sup>レ</sup>後<sup>レ</sup>年<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>各<sup>レ</sup>事<sup>レ</sup>也<sup>レ</sup>  
然<sup>レ</sup>々<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>處<sup>レ</sup>佛<sup>レ</sup>帝<sup>レ</sup>那<sup>レ</sup>勃<sup>レ</sup>列<sup>レ</sup>那<sup>レ</sup>第<sup>レ</sup>三<sup>レ</sup>世<sup>レ</sup>  
地<sup>レ</sup>帝<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>英<sup>レ</sup>傑<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>て<sup>レ</sup>致<sup>レ</sup>羅<sup>レ</sup>巴<sup>レ</sup>洲<sup>レ</sup>中<sup>レ</sup>第<sup>レ</sup>一<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>利<sup>レ</sup>キ<sup>レ</sup>也<sup>レ</sup>  
此<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>能<sup>レ</sup>後<sup>レ</sup>也<sup>レ</sup>先<sup>レ</sup>已<sup>レ</sup>理<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>能<sup>レ</sup>領<sup>レ</sup>港<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>法<sup>レ</sup>利<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>也<sup>レ</sup>  
兵<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>領<sup>レ</sup>する<sup>レ</sup>我<sup>レ</sup>た<sup>レ</sup>心<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>外<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>形<sup>レ</sup>勢<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>一切<sup>レ</sup>中<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>在<sup>レ</sup>也<sup>レ</sup>

難<sup>レ</sup>字<sup>レ</sup>命<sup>レ</sup>を<sup>レ</sup>な<sup>レ</sup>し<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>法<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>日<sup>レ</sup>矣<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>進<sup>レ</sup>退<sup>レ</sup>難<sup>レ</sup>處<sup>レ</sup>也<sup>レ</sup>  
衍<sup>レ</sup>字<sup>レ</sup>カ

中<sup>レ</sup>法<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>各<sup>レ</sup>事<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>艦<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>は<sup>レ</sup>於<sup>レ</sup>悔<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>孤<sup>レ</sup>守<sup>レ</sup>決<sup>レ</sup>我<sup>レ</sup>を  
遂<sup>レ</sup>々<sup>レ</sup>外<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>程<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>勢<sup>レ</sup>成<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>能<sup>レ</sup>後<sup>レ</sup>守<sup>レ</sup>て<sup>レ</sup>向<sup>レ</sup>偏<sup>レ</sup>其<sup>レ</sup>他<sup>レ</sup>使  
先<sup>レ</sup>年<sup>レ</sup>に<sup>レ</sup>於<sup>レ</sup>府<sup>レ</sup>時<sup>レ</sup>情<sup>レ</sup>探<sup>レ</sup>索<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>也<sup>レ</sup>年<sup>レ</sup>滞<sup>レ</sup>生<sup>レ</sup>致<sup>レ</sup>在<sup>レ</sup>ん  
コ<sup>レ</sup>ン<sup>レ</sup>テ<sup>レ</sup>モ<sup>レ</sup>ン<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>佛<sup>レ</sup>良<sup>レ</sup>西<sup>レ</sup>人<sup>レ</sup>池<sup>レ</sup>田<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>言<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>して<sup>レ</sup>也<sup>レ</sup>能<sup>レ</sup>後<sup>レ</sup>也<sup>レ</sup>  
分<sup>レ</sup>々<sup>レ</sup>政<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>中<sup>レ</sup>情<sup>レ</sup>索<sup>レ</sup>也<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>四<sup>レ</sup>揚<sup>レ</sup>私<sup>レ</sup>列<sup>レ</sup>藩<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>形<sup>レ</sup>勢<sup>レ</sup>未<sup>レ</sup>昔<sup>レ</sup>也<sup>レ</sup>  
し<sup>レ</sup>中<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>佛<sup>レ</sup>人<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>能<sup>レ</sup>抄<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>況<sup>レ</sup>況<sup>レ</sup>致<sup>レ</sup>し<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>能<sup>レ</sup>後<sup>レ</sup>也<sup>レ</sup>佛<sup>レ</sup>良<sup>レ</sup>西<sup>レ</sup>人<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>言<sup>レ</sup>  
年<sup>レ</sup>亦<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>形<sup>レ</sup>勢<sup>レ</sup>大<sup>レ</sup>小<sup>レ</sup>各<sup>レ</sup>各<sup>レ</sup>事<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>割<sup>レ</sup>扱<sup>レ</sup>し<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>國<sup>レ</sup>各<sup>レ</sup>其<sup>レ</sup>政<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>を  
之<sup>レ</sup>意<sup>レ</sup>よ<sup>レ</sup>し<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>は<sup>レ</sup>下<sup>レ</sup>し<sup>レ</sup>授<sup>レ</sup>机<sup>レ</sup>殆<sup>レ</sup>息<sup>レ</sup>時<sup>レ</sup>な<sup>レ</sup>し<sup>レ</sup>恰<sup>レ</sup>も<sup>レ</sup>日<sup>レ</sup>本<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>形<sup>レ</sup>勢<sup>レ</sup>

二百六十年法侯今日の形勢も同一喚起して世英的の起ハ  
佛主の政令混じりては活路も今日も盛衰を成すも  
まうそ易く或武をして海外に震怒せしむんと志し時  
も先づ大名の権力を削り幕府を一政に改め  
市井も難事の外に依り佛主の依頼し是れ海陸の  
軍務を起し日本を佛主の依頼し佛主を以て格別の  
保護と爲し佛人の兵勢を借し法侯の兵控を削り  
矯むるべき事して日本を或武を更張新を行との趣  
を法侯に由り佛主守人となす其局を庸人となす

兵控を  
削る事  
が始むる  
事如くは

無きことトテモテラニ況る件と云く是を採用し  
徳川の衰運を挽回せしむるを企てしは法侯の海軍  
後を承る事の中一物なり其社中か入る事と爲すは  
其後記載者も其事不承なり

佛人の長後く新や彼と全世界に播布し掲げたる  
の議論を正しく宏大に記載し京師の攘夷を列藩  
に頒布せしむる事と爲しは日々に各藩獨り其大君  
を徳として京師を列藩と離れし記ししもの必然  
の勢と云



無事を我水海をうり於茲那勃列島抄字をせし  
毎に務白佛良那玉政の氷と端し且又活心米を謀り  
と傷公平心大うして佛玉の人民大に招く我端依  
し玉氏の敵中死め仲とあり世にあり佛帝を  
晴弱無罰其上民并改暴斂は若しむゆをこまし  
一玉那勃列島を慕ふゆを切し玉中元口皆一琴を  
唱わして云帝を八回と治るの職然今却る小民  
我雇用は帝をの思ふ難すと云家て玉中授礼議論  
佛膳一帝を遂く那勃列島を迎ふ那勃列島を放て緯

儀一候し即す於茲玉中若我政治第一世の位に即敬  
能玉政と治む三年あると代を議する不徳大友と招て  
會領し海廻り霜兵を依て其こよ及する下の儒  
紳も皆之と傳しと獄中に幽せしめ同立しと帝  
まし候し即く玉素一玉の人やを治たらう故に一玉  
我がしと云昔の第一世と干女を骨成し佛玉此  
帝をたより今第一世と干女をこ切しと帝は後  
ゆりし人ぬ海しとあり第一世に起たらうを  
しと云海州是局凡庸と云しと著眼出ひらん

起より佛土ニイストル常依り法門氏の衰一達を  
挽回ししも城を法を臨所ハ佛の意接以活直に  
改新後を以て全世界獨佛土有る城を以て英土に  
有る城を以て或世所は未回向者佛りしを以て第一  
佛土と大君との男水魚の親睦を以て結第ニそア  
セテ一ル武無製造局を金庫に起し一十年亦五万  
元を以て年佛土に換りて佛國一切のものと即ち約  
定し佛土陰軍士友を令はるる存の英土を以て或佛  
土の更改を以て希有無刃法大のものと信極力た  
るものと企てし

信侯の其務を刺幕延し一統領し政務を以てん  
るものと企てし  
若葉滿漢波し招原を以て臨所始コニトテモニラニ此  
説に依りて大志は憤費せり臨所ニ已里に在る法  
士人ありテテ依杖と説とのの信を以て未回向に托せ  
しや口向する人恒々勝者初の如し大君の以ては奉  
人西に在りや自云余も大洲を以て旋せり池田ハ佛  
土に在りてんすしと云故に臨所ハ説を以て採用せし  
而して一切モニラニを以て願す佛土宰相に依りて

信をモテテラニ思ふを以て云日中ニ為是と云ふカセ  
治御八島を度外抛て不顧幕史に將爲言一と情あり  
遂に幕府を成る所を藩人對し臣節を大志と費  
一報を以て果回りの趣を以て述べて一五編して云  
幕府を兵糧とと割とて服せんとせしむるを以て  
もつて藩に海陸の軍務を起し天下に統一功を謀  
り他との勅一也治兵の心算も亦能くしつて海陸軍  
起し抑天子を改護家も附し直に天下に權の爲と云  
日中向後一と云ふを以て西に藩も度

ケ後の上より日中を以て形勢獨を以て例を西洋諸國と國約を  
ナク其意ハ  
不のん其法  
仁政を施し  
民を懐けり  
白使の如し  
卿或先と玉の基中とき 天子の書や少許下施り致し其  
又法大流  
玉の政体、初いひしよの趣を以て先上下を院に正か  
侯ありて不長ハ先を制するにやうなる  
上院前及列侯下院を法侯に直系豫是北東よ  
先長沙と趣を以て方々  
仁世せんハ  
つるべし

右に藩人より大なる民也  
六日十一  
天宮子

○ 日本新字原本一千八百六十六年八月に日印我西宣六月

古字刊行 日本新報抄出

長崎の海軍英米一帯艦アリセスロエル及アルキユスの二  
艘ミストルパールクス及レーキト。パルクスは京組で若  
島に越きたり由中越たりハルパールクスも薩戸北  
大守成福いり不悔帆す了とん似る東西ミストルも三  
日自より横濱に返るす是も由り人も又薩戸に  
往たり由の風吹り由はじりもまた往を洋せん  
は度防州長州の地方往りて我の始一越既にも船先

ついで大石の方三度、勝利あり、此の定に詳し

御先中將遷あり、一千八百二十二年、以来改を執り水野

智恵の其職を返り外玉人の情を通せり、松平徳政

改之に代り

### 大石と七砂との戦

大石が横濱より来り、去る中、大石は兵と七砂は兵と三度  
戦有り、此を記し、戦の初り、地を国防士の大島郡に  
国防と七砂不領と云ふの一也

大石の兵は六百二十人、して松平徳政之より、其歩

砲よりして砲軍大砲二十二百あり、皆政四維巴の制、效ふもの

は、大島郡を海軍と云ふ地よりして軍船、ジャス、其地を砲

撃し、頗る功を成せり、と云、戦年の目より、六月廿一日

十七日、して十七日、大石柳宗及夕十、其船の戦を始たり

大島郡は、其方の、其属、して、大石の兵、進て、岩玉、小向

毛利及、其子、長門、山口の城、を築けり、此城、は、政四維巴、の、建

たるもの、して、頗る、其、こと、云、小島、系、と、云、其、事、は、小島、の、事、と

、其、事、の、事、を、其、事、と、云、其、事、は、其、事、と、云、其、事、は、其、事、と

格別、其、事、は、大石の、其、事、は、大石の、其、事、は、大石の、其、事、は、大石の

事と率うく大坂を去る一給ふ友兵下関と大崎  
那との二と亦近目申込入のこよ。は錢を不白は結  
局ふまづ一と云蓋哉となを志の浪人のこよ一と云  
州は浪人の為の要刺せらるるものこ元来政府は款  
すよの意なう一と云くは物水をあましく見送る  
物なうきもの能くは後日捷報のあらうと云む

英王の在るま各王へカ名使の廻文大意

方今日の形勢と情勢を備えりよ上ハ天子申す政府ハ  
百氏一和石海平は鎖港を暗内し開港を合し疎を外  
り願一善し帛糧の心を抱き皆因循し海人情こ  
病り流し内患を醸一大家は引率一上板とて既  
船月をゆるぎと伝すしゆのくく久番沙を費する時  
ハ玉用ハ宜化貨浮き又け時も高て法價沸騰し一街  
法氏困窮し色顯はは初をふ大各王環海を志して  
糧をを割ち喰を去切去と同盟の一二を偽りて内  
費せ我ハ韋ハ蒙成捆彼斃るるものこ物る同盟して  
不白は費せんしと

海西西答

我邦は古くは海に面しあり百餘年百餘年の時を以てし物も  
我邦四維の地を以て我邦を以て世界の一冠として先年  
日本と和親を以て通の盟を以て新港を開て文を以てす  
今僅かの玉の通を以て後之波敵亦及へりし時を以て  
是を以てふに我邦を以て然我邦四維の地を以て我邦  
文高なるを以て仍舊の舊は高知を以て我邦を以て  
兵庫開港を許さるるは償はるる及らんは之を以て  
せり

海西西答

我邦は古くは海に面しあり百餘年百餘年の時を以てし物も  
我邦四維の地を以て我邦を以て世界の一冠として先年  
日本と和親を以て通の盟を以て新港を開て文を以てす  
今僅かの玉の通を以て後之波敵亦及へりし時を以て  
是を以てふに我邦を以て然我邦四維の地を以て我邦  
文高なるを以て仍舊の舊は高知を以て我邦を以て  
兵庫開港を許さるるは償はるる及らんは之を以て  
せり

佛と東西の言

る彼も多量に勝ん今勝つんら又此遊るは乐的の中  
せりとしく航日中を高く信義を失ふ事秘私交通  
論を以て彼今玉田大東に被敵して有力既に各  
以機を付ハ石を以て雞卵を打破へ一俛我全權各  
國に冠として信を世界に及ぶ事とせず義兵之有  
さし水も挙げん討つる時又いつさるる能はれども  
信義を破るは是を以て討つるならん彼を討て彼  
令機命の堪さるも信を以て之信と討ら一箇孤獨

同盟に元玉を以て伐て踵を旋らさんべし又不利  
易難の勢也

○一十八百六十六年八月十六日本曜日横濱新宮

第七月廿七日フリスロアイエル英艦長崎開航同廿七日

若見崎に着船文版し礼を信薩侯兵艦、素ミニストル  
彼ハルリーパークス人と訪ふ水軍操練と的射訓練を  
行へるおなまきしむミニストルアドミラル兵船中士友  
教習者各人の為彼中城侯も一席まで御食を設け  
すも池を西洋船を四軍ヒカ又の教を用ひ憚らば

パン葡萄は昔酒杯とて後花園は細細し猶子物  
造りとてわし鑄造亦もむらじ目よりとるまを二十

又トシ 我ナニ高土  
ノ九百二十目の銅砲を鑄造せり又近年改心して度大

なる無械局とてむらじ是又士官の遊獵の御食より粒粒し

獲れもく殊一日の掬收を極まり筈八月二首燕児

とふが字和名に出帆しや和名とんす君侯と始下

民も此は殊又大悦し由平常し礼儀も後君侯軍

禮も亦らニニストレアドミラルル士官の向し上陸を令れ

に法大臣カをさしとて御食をさし君侯も懇切な會話

あり君侯の奥方婦人もバックスの婦人は橋偶の心を用て

親切の情を露したり嗚呼昔天の下何れもいふを會

快樂のぬふものなりんや是もあはれ目かき位れ

人との言ふ文直意直ありて益かあるならの嗚矣たふ

んや我々をのを幸ふやん

玉取の瑞起とて十年のあひ福礼月日を長連し

肉を列藩人心に服せん外も外も兵端を開くんとする

の御も妙に御代と急務とに非 幕府に命を以て

藩の人教と云ふは藝師口外藩命に云々四半代  
元と四付入晴敗宋有く長州方御座控く色々  
之由九州の系系國危小倉石下り法藩之人教系  
居市位に法藩の頻々四倍法藩に成るる由本柳川  
少く人数が肥ちて中途に以てあつて是時よて  
敵藩並るよ小倉なるよ長州方先月十七日洋船又  
艘も由浦へ送るよ一基礎を云々古直に洋を  
取るよ門崎の門名 門崎の門名 下関より大の人教を  
居り中國危の門名云々 下関より大の人教を

人教と云ふは水す法上英書系系三よ一系艦先月  
初提議の長崎、事自亦食る友系也也沙亦集令法議  
の次より傳布の一条を初是と云位我の積り并兵隊  
開港して極長州戦年止す亦一挙に押破りて  
向く仲書く也也沙フルへりキより敵藩士人水も越く  
後三艘も藩の以系 藩和の由に和睦を結ぶる為に越り自  
領事にも亦出帆外三艘も長石の系 藩人石田守  
三艘の由入港 は年居り自  
先月亦二百佛禮二艘小倉系系上陸國危  
面湯長州公命と云々亦さく也 四倍法四倍



清とて趣向果白くお整り彼是今日も不台塞とて表成強  
長州沖勝村に在ぬを云ふ又一大治世に長州服す生  
は必然の況長州必勝の勢に中り此を所謂  
是宗師の勢逆進は惟谷に比ぶるに伏れし廟堂後  
一 皇至太平に為万性安穩に為可成とて  
自ら罪に給ひて下人全に各台成に用旅本有名に  
詔君子御州撰内外に無偏天下に四政を天下と在  
は議し御趣向に四政正すを未一令を出さずとて  
とも天下に人心漁然とて改政御向の致す必成と有

尚書大久保殿上段の事あり薩に有名也  
大船と池とあり是亦確證なり

自然におも長州に四事重干支を不勤して治らざるは  
事と云ふ今日に危論實に太平に吾らあらず大襟會とな  
有る故有

七月三日

横井年臣印

但高論今日に事情亦、況亦隨に控言御所望  
仁は彼是志清の能く事と云は御徳より外に、  
亦た御思惟は是も亦事と云  
徳も月中倉急報に趣英も淡刺し上長州無事

其種り福長無意有るに英佛の門中  
後より外に中道に道に替り申す

相平大務大補授建公

此度長防 沖舟征は 作出の如く 四路皆の武藝を  
いばむ向ふ 亦再費の由あり 天下の大業を  
此紀問ふに 實なる隨ふ 四書重し 作後  
大業は 臨し 沖武成と 水依り 四征向る 終議  
起り 法候も 沖在義の 心否 彼は 終感と 抱き 終歳

遂に 今日と 此の 成と 事思ふ 情純 意は 外夷の 起り  
し 心來り 思ふ 彼は 四征 終と 亦も 其の 人心 不  
平の 事候 遂に 長防 沖征 成の 石口と 其成 承り 其  
廣く 天下の 侯伯の 四征の 私政を 去り 公議の 四征 成  
義大急務と 事候 終中 其義 我ら 法候と 事候 四征  
問あり 沖平の 事候 沖征 四征の 其成 終 承り 其  
自然の 事候 其理 明に 寛極 其 四征 承り 其 事候  
是度 定まり 事候 其 事候 其 事候 其 事候 其 事候  
其 事候 其 事候 其 事候 其 事候 其 事候 其 事候

の智も有る鶴鶴に初と細るし淋隔りしも難耳成  
 又と成を懼るまに心たはるる考り好く外由し侮成  
 御宗にても 皇玉と一致に成り我御根中、有る長防  
 くる子作も信候、意成世推問也障定は為立心志と答  
 せ成義由せん務とまはる中末す候、分睦珍と御每別  
 らぬ立し、假令御征伐申とし、大順存を進めし、心受  
 重き也何程も、有り義と、有る只そ、安らむ事  
 物とそ、有り、何事進も、無力も、成左候、松と成義、有る  
 正大し理、有る水も、流候も、各隠候と、一趣向と、まはる  
 ま成假令一長亡し、又一長を生し、一、日又士民、困難  
 分福蕭播し、内、起り、我亦、生有、一、心、有る、何  
 分、由、及、正、大、御、襟、懐、と、為、開、法、政、令、也、一、抄、上、事、要  
 宸襟下、蒼生、苦、も、は、お、救、候、必、至、事、作、候、蘇、文、涉  
 見、私、疎、隱、居、し、身、と、して、あ、大、改、を、儀、一、心、義、重、  
 事、思、入、り、御、先、玉、家、危、急、を、迫、り、義、事、對、 皇、祖、祖、先、  
 神、靈、と、不、思、沈、黙、致、る、冒、罪、死、及、建、云、い、御、來、事、も、  
 由、採、用、ら、御、下、り、御、依、り、事、葉、誠、思、誠、惶、謹、云、

日  
 松平大元正左衛門

右に連ふて矢法法侯の議論を以て成天下の政道と  
由は年々如く起る事方今法侯方の議論を以て成  
しき事なれば亦く僻論或は如く出付る事議と  
らざる是と由を益し由の中なる一法侯方侯事と方の  
議と 幕府を以てして各侯自之の下心有りと云ん  
一 朝廷の政出無一 幕府を法侯の下に候事  
同様に候事とするの勢も作れども 幕府を以てして  
天下の民心を御服させ成る事第一と云ふを以て書代  
四大名を格す由を云ふと云 神君の時此如く四書代

法大名一致の忠節と云ふは成る事 四書代と云ふ  
先河書代の内井伊服たる細河の如く如く如く  
四書代と云ふは 四書代の内 退く忠節も出ずる事  
内 實門忠節方一法侯系沙の如く内 退く忠節  
は 實門忠節名勢も君有る事 或は四書代と云ふ  
内 概政の如く成る事 概政の如く成る事 法氏を以て  
る事 概政の位を以てして法氏を以てして  
は 概政の如く成る事 概政の如く成る事 法氏を以て  
は 概政の如く成る事 概政の如く成る事 法氏を以て  
は 概政の如く成る事 概政の如く成る事 法氏を以て  
は 概政の如く成る事 概政の如く成る事 法氏を以て

長向四名  
之と成る事  
ハ系沙の如く  
ハ系沙の如く  
ハ系沙の如く  
ハ系沙の如く

法氏位階如く云ふ 神君と三河國

神皇正統記 勅旨 天下と治り治る  
今、神皇正統記 勅旨 天下と治り治る  
の故、民心を二致し、一は、  
らば、長沙亡し、又一は、  
の故、民心を二致し、一は、  
何れぞや、是と云ふ、徳を  
たし、其、金銀、銭の、  
右、身、法、不、價、賤、貴、  
勅、命、達、神、皇、正、統、  
勅、命、達、神、皇、正、統、

勅命 奉、四、道、奉、  
方、今、枕、と、言、  
跋、扈、の、致、と、  
也、心、代、ふ、  
ら、治、り、  
の、如、き、  
ら、治、り、  
周、吉、  
國、を、  
國、を、  
國、を、

神皇正統記  
勅旨 長沙  
の、四、道、奉、  
の、中、に、  
の、中、に、

之致と切らぬとて、  
幕府の使節と聞かぬとて、  
何れと許すべしとて、  
運否とて、

○ 唐愈二宮八月廿日 越元公 建正

おとを月亦つる上京直、  
くも忠徳の家建も滅亡とて、  
軍事改むる中後、  
軍職の我て、

に儀と遊り心は、  
家師中真、  
下とて、  
中とて、  
御一系とて、  
幕府、  
幕儀、  
相承家、  
相承家、  
天下法、

その所とともなる所を今討伐とて議上義とて之を四巻とて  
少事なるを志す故に四巻とて之を討伐とて之を四巻とて

作すし四巻代る四巻代る為とて一回四巻とて之を  
大樹とて之を

世より佳門とて之を討伐とて之を四巻とて之を  
朝廷とて之を

御立世御儀事の中四巻代る仁義一件とて之を  
御立世御儀事の中四巻代る仁義一件とて之を

中より御立上とて之を 御命とて之を  
御命とて之を

少事賊兵とて之を御立上とて之を  
御立上とて之を

まると下の御立上とて之を御立上とて之を  
御立上とて之を

宣下とて之を御立上とて之を御立上とて之を  
御立上とて之を

敵とて之を御立上とて之を御立上とて之を  
御立上とて之を

しとて四巻代る四巻代る為とて一回四巻とて之を  
大樹とて之を

御立世御儀事の中四巻代る仁義一件とて之を  
御立世御儀事の中四巻代る仁義一件とて之を

中より御立上とて之を 御命とて之を  
御命とて之を

少事賊兵とて之を御立上とて之を  
御立上とて之を

まると下の御立上とて之を御立上とて之を  
御立上とて之を

宣下とて之を御立上とて之を御立上とて之を  
御立上とて之を

敵とて之を御立上とて之を御立上とて之を  
御立上とて之を

しとて四巻代る四巻代る為とて一回四巻とて之を  
大樹とて之を

御立世御儀事の中四巻代る仁義一件とて之を  
御立世御儀事の中四巻代る仁義一件とて之を

中より御立上とて之を 御命とて之を  
御命とて之を

少事賊兵とて之を御立上とて之を  
御立上とて之を



父君へ  
 親近の  
 事  
 其心と  
 其費  
 拵  
 長  
 之  
 者  
 也

也  
 寫  
 計

